

食品の持ち込み飲食について

2025 年 10 月 1 日より面会中にご家族様（知人）が持ち込まれた食品の飲食を許可します。
下記の留意事項を遵守し、安全に十分配慮して頂きますようお願い致します。

**食中毒、窒息予防、食事摂取量の把握のため、必ず召し上がる前に職員に食品の
申告をして下さい。（各階のステーションで申告をお願いします。）**

**申告なく召し上がり食中毒や窒息が発生した場合、施設は一切責任を負い兼ね
ますのでご了承ください。**

【持込み禁止のもの】

- 自宅で調理したもの
- 刺身などの生もの
- パックに入ったお惣菜
- フルーツ等、ご自宅でカットしたものや人の手が入ったもの

（市販品のカットフルーツ等であれば可能）

- ◎ 個々のその日の体調や飲み込みの状態が悪い方については飲食の持込みを制限させていただく場合があります。
- ◎ アレルギーなどの制限がある場合がありますので、初めて持込みになられる食品については、事前に確認してください。
- ◎ 食事の制限やトロミ剤が必要な利用者様もいらっしゃいますので、他の方に配ることは絶対に行わないでください。
- ◎ 面会中に召し上がれなかった残食は、必ずご家族様（知人）で持ち帰るようお願い致します。
- ◎ **面会中のご家族様（知人）の飲食は、引き続きご遠慮ください。**